

一時的保育のご案内（明光保育所）

R5.5.1（一部修正）
社会福祉法人 見真会
明 光 保 育 園

一時保育とは

海田町に居住し、住所を有する就学前の児童（ただし、生後6か月以上の児童。広島広域都市圏に居住する就学前の児童も対象とします。）を対象に、保護者が臨時、パートなどの不規則な勤務形態で働いている家庭や家族の傷病・入院などで一時的に家庭での保育が困難になる場合に、その児童を一定期間（月当たり14日以内）保育しています。

※ 保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍している児童は対象となりません。

一時的保育の種類

（1）非定型的保育サービス事業（特定保育）……登録制

保護者の労働、職業訓練、就学などで、原則として週3日を限度として、断続的に家庭での保育が困難な児童を保育します。

（2）緊急保育サービス事業

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情で、緊急・一時的に家庭での保育が困難になる児童を保育します。

（3）私的理由による保育サービス

保護者の育児疲れのリフレッシュ等を目的として児童を保育します。……登録制

保育日及び時間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く日（園の開園日）

基本保育時間は、8時30分～16時30分の範囲内です。

当園は、9時30分までをお願いします。

※保護者の就労状況等の利用理由により、利用できる時間は異なります。

利用料金

1日1人当たり 3歳未満児 2,000円、3歳以上児 1,500円

（年齢は、利用年度の4月1日現在。保育料には、保育時間内の給食費を含みます。）

ただし、生活保護世帯は無料です。この場合、受付時に生活保護受給証明書等を提出してください。

利用料金は、1か月分を利用の翌月の10日（土・日・祝日は翌日。）に請求します。保育園で現金か金融機関の口座振替（手数料は負担願います。）でお支払いください。

利用登録

適切で安全な保育を提供するため、子どもたちの健康状態やアレルギーの有無などを保護者の方とお子さんにお会いしてお話を伺いながら確認します。このため、利用登録は、緊急時を除き利用の10日前までに利用登録を行い、面接を受けてください。

利用登録書類

- 1 一時的保育利用登録申込書（児童1人ごと）
- 2 一時保育緊急連絡カード（家庭ごと）
- 3 断続的又は緊急一時的に保育が困難なことを証明する書類（家庭ごと）

なお、私的理由による保育サービスの場合は、証明する書類は不要です。

また、証明する書類は、父母及び同居する18歳以上65歳未満の祖父母等の全員について提出してください。

（利用理由による証明書類の例示）

利用理由	事実を証明する書類	備考
就労（パート、自営、内職など）の場合	・在職証明書 ・就労状況申告書など	
職業訓練の場合	・職業訓練校の在学証明書	
就学の場合	・学校の在学証明書又は学生証	
出産前後の場合	・出産予定証明書又は母子健康手帳の写し	
疾病・病気の場合	・診断書	
高齢者・病人の介護	・介護保険証の写し、診断書	
心身障害者の場合	・身体障害者手帳・療育手帳など	
災害・事故の場合	・罹災証明書	
冠婚葬祭の場合	・案内通知、会葬礼状など	
その他	・各種証明書又は申立書	

利用申込・決定について

- (1) 利用するときは、緊急時を除き、利用の7日前までに一時的保育利用申込書（1か月を超えない範囲で各月分）を提出してください。
- (2) 保育園の定員に余裕がない場合、保育に必要な職員の体制が整わない場合は、利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育内容、その他

保育内容などの詳細は、園のホームページをご確認ください。

URL <https://kenshin-meikou.jp>

利用登録・申込、問い合わせ先

社会福祉法人 見真会 明光保育園

・電話 082-824-7801 FAX 082-824-8030

・E-mail info@kenshin-meikou.jp

・ホームページ（URL） <https://kenshin-meikou.jp>